

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月16日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 興三
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部長 山本 雅一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シャープ株式会社東京支社
【電話番号】	(03)5446 8221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部IRグループ 副参事 五十嵐 哲也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 11,229,120,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年9月18日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年10月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年10月16日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

上記差引手取概算額上限11,133,120,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額74,223,800,000円及び海外募集の手取概算額上限33,780,080,000円を合わせた手取概算額合計上限119,137,000,000円について、当社グループが平成28年3月までに計画する設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、50,000,000,000円をディスプレイデバイス事業における中小型液晶の高精細化及び歩留まり改善等のための設備投資資金に、24,700,000,000円を健康環境事業におけるASEAN地域での製造設備の新設及び増強等を中心とする設備投資資金に、13,000,000,000円を重点5事業領域の開拓に向けた研究開発設備資金に、残額をプロダクトビジネス及びデバイスビジネスにおける上記以外の設備投資資金に充当する予定であります。

<後略>

（訂正後）

上記差引手取概算額上限11,133,120,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額74,223,800,000円及び海外募集の手取概算額33,780,080,000円を合わせた手取概算額合計上限119,137,000,000円について、当社グループが平成28年3月までに計画する設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、50,000,000,000円をディスプレイデバイス事業における中小型液晶の高精細化及び歩留まり改善等のための設備投資資金に、24,700,000,000円を健康環境事業におけるASEAN地域での製造設備の新設及び増強等を中心とする設備投資資金に、13,000,000,000円を重点5事業領域の開拓に向けた研究開発設備資金に、残額をプロダクトビジネス及びデバイスビジネスにおける上記以外の設備投資資金に充当する予定であります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

<前略>

公募による新株式発行の発行株式総数は408,000,000株であり、国内一般募集株数280,000,000株及び海外募集株数128,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数120,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数8,000,000株）の募集が行われます。

<後略>

（訂正後）

<前略>

公募による新株式発行は、国内一般募集株数280,000,000株及び海外募集株数128,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数120,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数8,000,000株）で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式数が8,000,000株となったため、海外募集株数は128,000,000株となり、発行株式総数は408,000,000株となりました。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第119期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第120期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月18日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第119期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第120期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月18日に関東財務局長に提出

（注）の全文削除

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記5 臨時報告書の訂正報告書）を平成25年10月7日及び平成25年10月16日に関東財務局長に提出